

県産材の利用促進に関する 基本計画（案）

（計画期間：令和 4 年度～令和 8 年度）

令和 4 年〇月

富 山 県



目 次

| | |
|---|----|
| 序 章 策定の趣旨等 | 1 |
| 1 策定の趣旨 | |
| 2 計画期間 | |
| 3 基本計画の位置づけ | |
| 第 1 章 県産材を取り巻く状況 | 2 |
| 1 県内の人工林の現況 | |
| 2 素材生産量 | |
| 3 素材の用途別利用量 | |
| 4 製材用素材需要量 | |
| 5 素材価格 | |
| 6 新設住宅着工戸数と木造率 | |
| 7 木造公共建築物の着工床面積と木造率 | |
| 第 2 章 基本的事項 | 5 |
| 1 県産材の利用促進の意義 | |
| 2 施策の基本的方向 | |
| 3 施策の体系 | |
| 4 県産材の供給及び利用の目標 | |
| 第 3 章 具体的施策 | 7 |
| 1 県産材の需要拡大に関する事項 | |
| (1) 建築物における利用促進 | |
| ①住宅分野 | |
| ②非住宅分野 | |
| (2) その他の分野における利用促進 | |
| (3) 設計者等の育成・確保 | |
| (4) 研究開発の推進 | |
| (5) 理解の増進と木育の推進 | |
| 2 県産材の安定供給体制の整備に関する事項 | |
| (1) 林業生産性の向上 | |
| (2) 林業担い手の育成・確保 | |
| (3) 品質・性能の確保と流通の円滑化 | |
| 3 県産材の利用促進に向けたロードマップ | |
| 第 4 章 推進体制 | 21 |
| 1 県産材利用促進会議による連携強化 | |
| 2 施策の実施状況の公表等 | |
| 参考資料 1 富山県県産材利用促進条例 | 22 |
| 参考資料 2 県が整備する木造化を図る公共建築物 | 26 |
| 参考資料 3 富山県における建築物木材利用促進協定の取扱いについて | 27 |

序 章 策定の趣旨等

1 策定の趣旨

この「県産材の利用促進に関する基本計画」（以下「基本計画」という。）は、県産材の利用促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる計画として定めるものであり、県産材の適切な供給及び利用の促進により、林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展を図るとともに、森林の適正な整備及び快適で豊かな県民生活の実現に寄与することを目的とした「富山県県産材利用促進条例」（以下「条例」という。）第 8 条第 1 項に基づくものです。

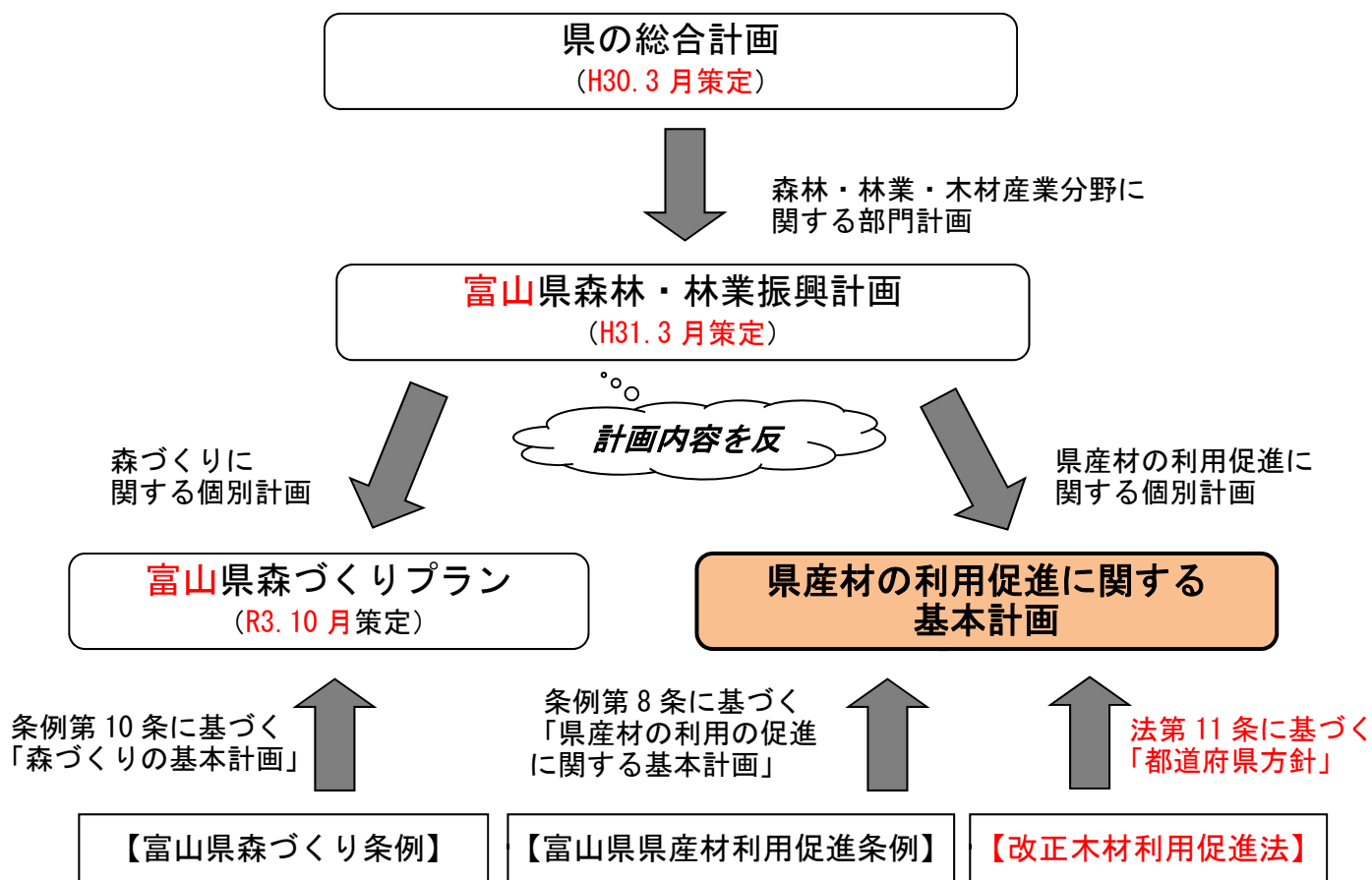
2 計画期間

令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間とし、条例第 8 条第 6 項の規定により、5 年ごとに見直しを行います。

3 基本計画の位置付け

この基本計画は、県の森林・林業行政の基本指針となる「富山県森林・林業振興計画」における、県産材の利用促進に関する個別計画となるものです。

また、森林の適正な整備及び木材自給率の向上に寄与し、脱炭素社会の実現に資することを目的とした「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（以下「改正木材利用促進法」という。）第 11 条第 1 項に基づく都道府県方針として位置付けるとともに、「富山県 S D G s 未来都市計画」との調和を図ります。



第1章 県産材を取り巻く状況

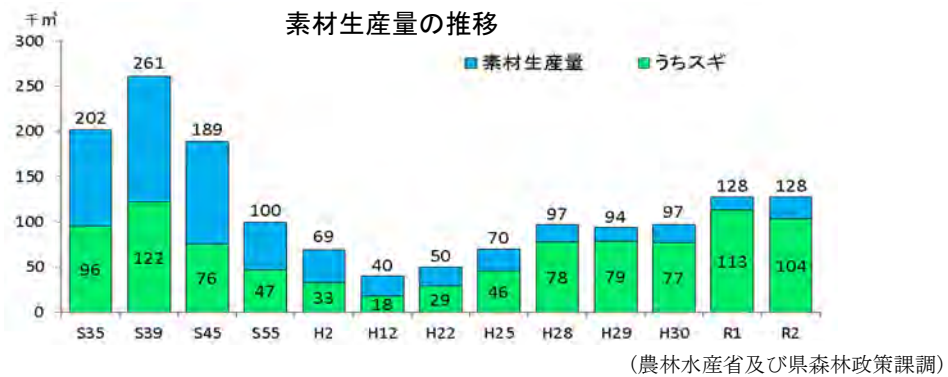
1 県内の人工林の現況

県内の民有林約 18 万 ha のうち、約 5 万 1 千 ha がスギを主体とした人工林となっています。現在、9 齢級（41～45 年生）以上が面積では約 84%、蓄積では約 90%を占め、本格的な利用期を迎えています。



2 素材生産量

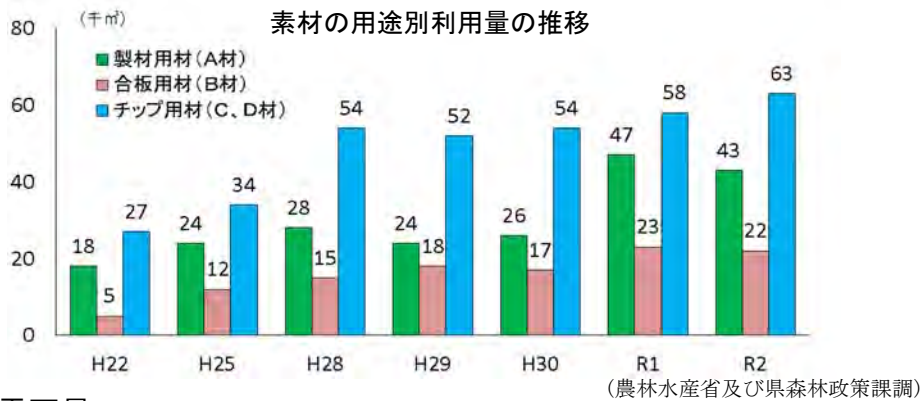
県内の素材生産量は、昭和 39 年の 26 万 1 千 m³ をピークに減少し、平成 15 年には過去最低となる 3 万 6 千 m³ となりました。その後、人工林資源が充実してきたことから、「富山県県産材利用促進条例」に基づき、「伐って、使って、植えて、育てる」森林資源の循環利用を基本に、間伐の着実な実施や林業担い手の確保・育成など川上での取組みに加え、木材加工施設の整備など川下での取組みを一体的に進めてきた結果、令和 2 年の素材生産量は、平成 30 年の約 3 割増となる 12 万 8 千 m³ となり、スギを主体に増加しています。



3 素材の用途別利用量

製材用材（A材）は、主に建築用として大半が県内の製材工場に、また、合板用材（B材）は、ほぼ全量が石川県七尾市の合板工場に持ち込まれています。

チップ用材（C、D材）は、製紙用として県内のチップ工場に持ち込まれるほか、未利用間伐材を主な燃料とした木質バイオマス発電所が、平成 27 年 5 月から射水市内で稼働しており、安定的な需要先が確保されたことから、利用量が増加しています。



4 製材用素材需要量

かつて本県は、我が国有数の北洋材の集積地であり、富山新港周辺の大規模製材工場から全国に製材品を出荷する重要な地場産業となっていました。木材需要の減少と平成19年以降のロシア政府の輸出関税の引き上げによって、丸太の輸入が激減しました。

こうした中、北洋材を取り扱う製材工場は減少しましたが、一部では、県産材を含めた国産材への原料転換が進んでいます。

また、令和3年春頃から、米国や中国を中心とした世界的な木材需要の増による海外からの木材輸入量の減少に伴い、その代替として国産材需要が旺盛となっており、県内においても県産材の需要が高まっています。

製材用素材需要量の推移

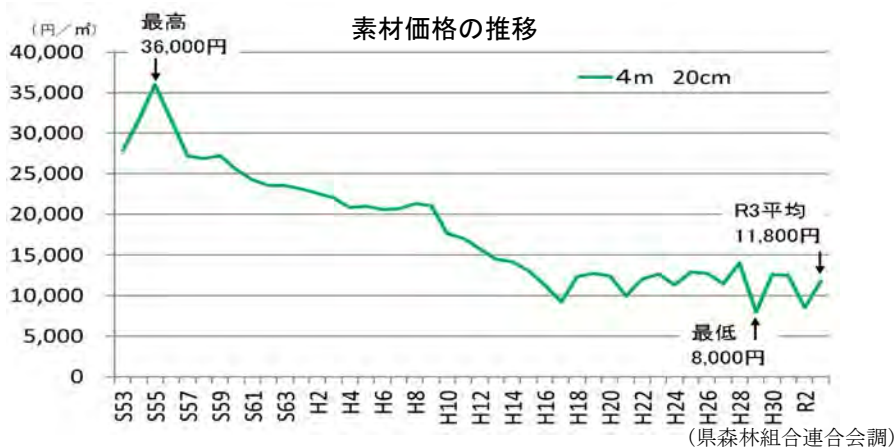
単位：千㎡

| 年次 | H2 | H12 | H22 | H25 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 素材需要量 | 1,681 | 1,213 | 362 | 317 | 275 | 272 | 289 | 303 | 308 |
| うち製材用① | 1,521 | 1,139 | 313 | 270 | 197 | 194 | 209 | 223 | 219 |
| 外材② | 1,486 | 1,117 | 251 | 183 | 108 | 106 | 127 | 120 | 121 |
| ②/① | 97.7% | 98.1% | 80.2% | 67.8% | 54.8% | 54.6% | 60.8% | 53.8% | 55.3% |
| 他県産材③ | — | 3 | 44 | 63 | 61 | 64 | 56 | 56 | 55 |
| ③/① | — | 0.3% | 14.1% | 23.3% | 31.0% | 33.0% | 26.8% | 25.1% | 25.1% |
| 県産材④ | 35 | 19 | 18 | 24 | 28 | 24 | 26 | 47 | 43 |
| ④/① | 2.3% | 1.7% | 5.8% | 8.9% | 14.2% | 12.4% | 12.4% | 21.1% | 19.6% |

(農林水産省及び県森林政策課調)

5 素材価格

富山県森林組合連合会が実施している木材共販における県産スギ1m³あたりの素材価格(4m、20cm並材)は、昭和55年の36,000円をピークに下落し、平成29年には過去最低となる8,000円となりました。その後、令和2年においても、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で下落したものの、翌令和3年には、木材需要の高まりなどから持ち直し、12月時点では13,300円となっています。

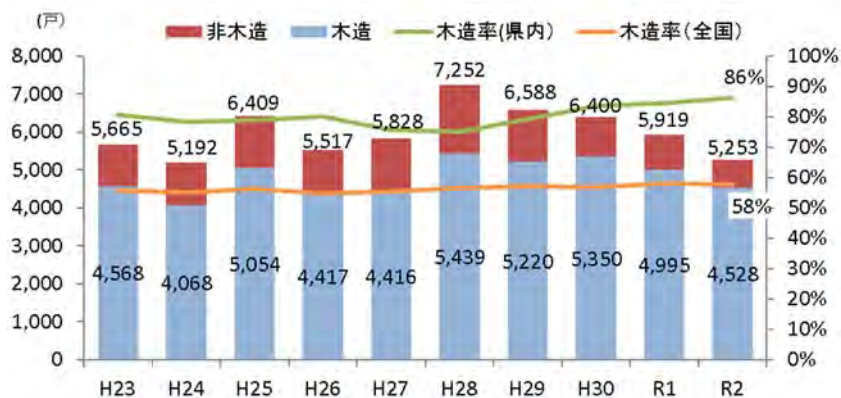


6 新設住宅着工戸数と木造率

木材需要の多くを占める住宅の着工戸数は、近年、減少傾向にあります。今後、人口減少や高齢化の進行が見込まれる中、住宅需要についても低下すると見込まれています。

一方、県内の木造率は上昇傾向にあり、令和2年度は86%で、全国平均より30ポイント近く高くなっています。

新設住宅着工戸数と木造率の推移



(国土交通省及び県建築住宅課調)

7 木造公共建築物の着工床面積と木造率

平成22年10月の「公共建築物等木材利用促進法」の施行を受け、県や市町村では公共建築物等の木材利用推進方針を策定し、公共建築物の木造化や内装等の木質化を進めています。

しかしながら、県内の木造率はその年度に着工した公共建築物の規模が大きく影響し、木造で建築することが難しい総合病院などの大規模施設が着工した年度は木造率が大きく低下する傾向にあります。

木材利用促進の対象を公共建築物から民間建築物を含む建築物一般に拡大した「改正木材利用促進法」の施行を受け、今後、民間建築物での木造化等の進展が期待されています。

木造公共建築物の着工床面積と木造率の推移



(県森林政策課調 (国土交通省「建築着工統計」を基に算出))

第2章 基本的事項

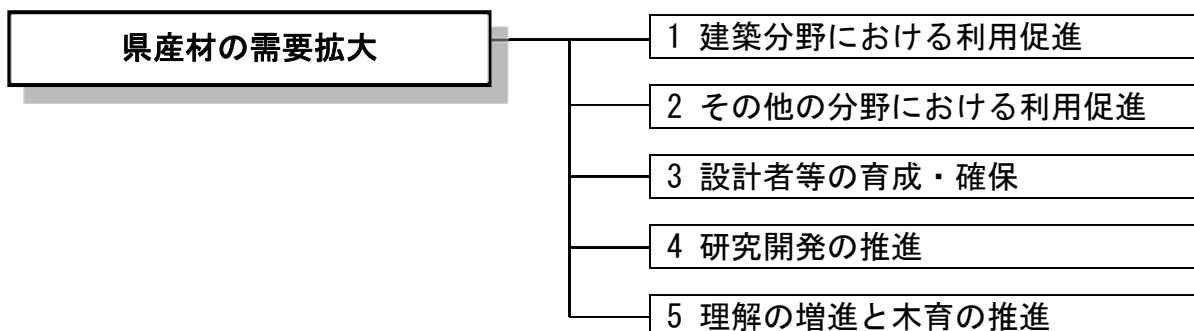
1 県産材の利用促進の意義

- ・ 県内の森林資源が本格的な利用期を迎える中、林業生産性の向上と県産材の需要拡大に取り組み、「伐って、使って、植えて、育てる」森林資源の循環利用を進めることは、森林の適正な整備・保全が図られ、森林の有する多面的機能の持続的発揮につながります。
- ・ 森林は大気中の二酸化炭素を吸収して木材の形で固定しており、その木材を住宅や家具等に利用することで炭素を長期間貯蔵可能なうえ、木材は鉄やコンクリートなどに比べ、製造や加工に要するエネルギーが少ないことから、木材利用を拡大することは、二酸化炭素の排出削減にもつながり、「2050年カーボンニュートラル」の実現に貢献します。
- ・ 建築物の非木造化や、様々な分野で木材や木製品に代わって他の素材や製品が使われることが多い中、あらゆる分野で可能な限り県産材を優先して使用することで、県内の林業・木材産業等の振興と山村地域の活性化につながります。
- ・ 木材はコンクリート等に比べ高い断熱性を有しており、また、調湿作用や吸音性、衝撃吸収力などの優れた特性を有しており、県産材の利用を進めることで、県民の快適な住環境の形成、温もりと癒しをもたらす生活環境の実現に寄与します。

2 施策の基本的方向

- ・ 公共建築物及び民間施設の木造化や内装等の木質化、住宅への県産材の利用を促進し、需要の拡大を図るとともに、木材利用を拡大することが、森林の適正な整備や脱炭素社会の実現につながる旨の広報活動や木育の推進などにより、県民や事業者の理解の増進を図ります。
- ・ 低コストで効率的な県産材の生産に必要な林業基盤整備、森林クラウドの運用やスマート林業の普及、人材の育成・確保を進めるとともに、とやま県産材需給情報センターによる需給マッチングの円滑化により需要に応じた製材品を適時適切に供給できる体制を強化するなど、川上から川下に至る関係者の連携・協力による安定供給体制の整備を図ります。

3 施策の体系



県産材の安定供給体制の整備

1 林業生産性の向上

2 林業担い手の育成・確保

3 品質・性能の確保と流通の円滑化

4 県産材の供給及び利用の目標

基本計画では、林業及び木材産業の事業活動並びに県産材の利用に関する指針として、国の森林・林業基本計画（令和3年6月14日閣議決定）やこれまでの県産材の供給及び利用状況、県内の木材加工施設の整備状況等を踏まえ、令和8年の目標を以下のとおり定めます。

県産材利用目標量

（単位：千m³）

| 用途 | 平成28年 【計画前】 | 令和2年 【現状】 | 令和8年 【目標】 | 増加量 (率) |
|-------------|----------------|--------------|--------------|--------------|
| 製材用材（A材） | 28 | 43 | 51 | 8 (119%) |
| 合板用材（B材） | 15 | 22 | 25 | 3 (114%) |
| チップ用材（C、D材） | 54 | 63 | 69 | 6 (110%) |
| 計 | 97 | 128 | 145 | 17 (113%) |

- ・ 製材用材（A材）
需要に応じた県産材の供給や県産材を使った住宅の建設促進、CLT（直交集成板）や木質耐火部材など新たな木製品の普及、民間建築物における木造化や内装等の木質化の進展、土木分野での県産材の利用促進を見込む。
- ・ 合板用材（B材）
構造用合板のほか、外材中心の型枠用合板やフロア台板用合板等の生産において、国産材への転換促進を見込む。
- ・ チップ用材（C、D材）
稼働中の木質バイオマス発電施設や、木質ペレット製造施設での利用に加え、セルロースナノファイバーや木粉等の新たな用途での利用促進などを見込む。

第3章 具体的施策

1 県産材の需要拡大に関する事項

(1) 建築分野における利用促進

①住宅分野

<現状及びこれまでの主な取組>

- ・県では、県産材の利用を促進するため、県産材を使用する木造住宅の新築及び増改築への助成を行っています。
また、一部の市町においても、市町産材を対象に同様の助成を行っています。
なお、これらの助成を受けて建設される住宅のほとんどは、県内の工務店等によって建てられています。
- ・県では、県産材を利用した住宅の建築に精通した工務店等を「とやまの木で家づくり応援工務店」として登録し、県民が県産材住宅を建築しやすい環境づくりを行っています。

○「とやまの木で家づくり支援事業」(H22～R2年度)

- ・助成棟数：696棟（年平均63棟）
- ・平均助成額：22.6万円/棟（上限は40万円/棟）
- ・県産材平均使用量：23m³/棟

○市町産材を対象に助成を行っている市町（R2年度）

- ・朝日町、黒部市、魚津市、上市町、富山市、氷見市、小矢部市、南砺市
- ・1棟当たりの助成額上限は20～60万円

○「とやま県産材アドバイザー」の認定

- ・67名（R2年度末）

○「とやま木で家づくり応援工務店」の登録

- ・17者（R4.1月時点）

とやまの木で家づくり支援事業の
建築業者の利用状況
(H22～R2年度の累計)

| 棟数 | 業者数 | 割合 |
|--------|-----|------|
| 1棟 | 85 | 57% |
| 2～5棟 | 39 | 26% |
| 6～10棟 | 9 | 6% |
| 11～20棟 | 6 | 4% |
| 21棟以上 | 9 | 6% |
| 計 | 148 | 100% |

※主に大工・工務店が利用

<課題>

- ・住宅需要者に対し、引き続き、県産材利用への理解を醸成する必要があります。
- ・県産材を取扱う工務店等をさらに増やしていく必要があります。
- ・今後、増加が見込まれるリフォームの際に、県産材の積極的な利用を促進する必要があります。

<今後の取組>

- ・県産材を使った住宅建設に対する支援を引き続き行います。
- ・住宅需要者に対し、県産材をふんだんに使った住宅の事例紹介や見学会などを行います。
- ・普段から県産材を多く使っている工務店等における県産材の利用方法や調達方法などを広く紹介し、これまで県産材をあまり使用してこなかった工務店等への利用を促進するとともに、県産材の利用促進に取り組む工務店等への支援を検討します。
- ・リフォームの際に使用する内装材等の県産材製品を普及します。

②非住宅分野

<現状及びこれまでの主な取組>

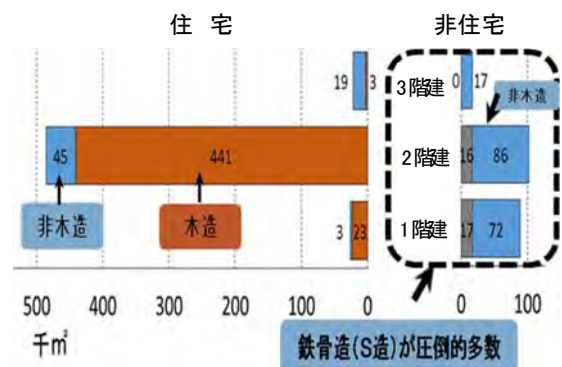
- ・「公共建築物等木材利用促進法」(H22.10月施行)が改正され、木材利用促進の対象を公共建築物から、民間建築物を含む建築物一般に拡大するとともに、木材利用の拡大を通じて脱炭素社会の実現に貢献することを目的とした「改正木材利用促進法」が、令和3年10月1日に施行されました。
- ・県及び県内全ての市町村において木材の利用の促進に関する方針を策定し、率先して、自ら整備する公共建築物の木造化や内装等の木質化への取組みを進めています。
- ・県では、市町村等に対し、公共建築物における木材利用に関する情報提供や木材研究所による技術支援を行うとともに、県産材を使った公共建築物等の木造化や内装等の木質化に対し、助成を行っています。

- 県産材を使って建てられた木造公共建築物 (H29~R3年度、国及び県事業活用分)
 - ・木造化9棟、内装木質化1棟
- 公共建築物における県産材使用量 (H29~R3年度平均)
 - ・209m³/年(原木換算値)
- 木造公共建築の可能性を拓く情報誌「杣 soma」の発行 (H24年度~年1~2回)

<課題>

- ・改正木材利用促進法の趣旨に沿って、民間建築物における木材の利用が促進されるよう、取り組む必要があります。
- ・CLT(直交集成板)や木質耐火部材など新たな製品を普及し、県産材の需要を開拓する必要があります。

県内の階層別・構造別の着工建築物の床面積(H27年度)



<今後の取組>

- ・県産材利用のシンボルとなるよう、県が整備する公共建築物において、木造化や内装等の木質化を推進します。なお、県が整備する木造化等を推進する公共建築物の対象は、別途、定めます。
- ・民間建築物における木材利用の取組みが進展するよう、公共建築物と同様の普及効果の高いモデル的な県産材利用の取組みに対し、支援を行います。
- ・市町村等に対し、県産材を使った公共建築物等の木造化や内装等の木質化に対する支援を引き続き行います。
- ・県産材を利用する際に必要となる品質や調達方法を解説した「県産材活用マニュアル」を活用し、設計者や事業者に普及することにより、民間建築物を含む建築物全体での県産材利用を促進します。
- ・民間建築物を含めた建築物全体における県産材の利用を促進するため、CLTや木質耐火部材等の新たな建築部材の普及や、木造建築物の設計・施工に関する先進的な技術の普及に努めるとともに、木材研究所による技術開発や技術支援を一層推進します。

(2) その他の分野における利用促進

<現状及びこれまでの主な取組>

- ・公共土木工事では、治山・林道事業の残存型枠や、海岸林の防風柵、山腹工事等での丸太柵、自然公園施設整備事業の木道などに県産材が多く利用されているほか、新たな用途として木製床固工の開発にも取り組んでいます。
- ・木質バイオマスでは、平成27年5月、射水市内で北陸初となる未利用間伐材を主な燃料としたバイオマス発電所が稼働し、低質材の安定的な需要先が確保されています。
- ・木質ペレットについては、平成22年4月から富山市内で、平成30年9月から南砺市内で間伐材を原料とした製造施設が稼働しています。
- ・木質ペレットの利用については、県内最大規模のペレットボイラーが県中央植物園に設置されているほか、市町の公共施設にも設置されています。
また、ペレットストーブは県や市町の公共施設や個人住宅などに設置されており、一部の市町では、個人住宅への導入に対する助成が行われています。
- ・県では、公共施設等への県産材を使ったベンチやテーブル、遊具、木塀・フェンスなどの備品導入を支援しています。



治山ダムにおける残存型枠



木道
(自然公園施設整備事業)



木質バイオマス発電所
(射水市内)

○公共土木工事における県産材利用量 (H29~R3 年度平均)

- ・1,166m³/年 (国: 375m³、県 761m³、市町村 30m³) (原木換算値)
- ・事業別内訳(比率): 治山事業 68.8%、林道事業 4.9%、自然公園事 16.1%、
その他事業 10.2%

○木質バイオマス発電所への県産材供給量 (R2 年度)

- ・3万3千ト/年

○木質ペレット

- ・県内ペレット製造量: 1,253 ト/年 (R2 年)
- ・ペレットボイラー11台、ペレットストーブ約400台 (H28 年度末)

○木の香るとやまの街づくり事業による公共施設への備品導入 (H29~R2)

- ・9施設 (ベンチ、テーブル、柵などの什器等)

<課題>

- ・治山・林道事業や自然公園施設整備事業以外の土木工事、工作物などでの県産材の利用を促進する必要があります。
- ・県産材を活用したペレットなど、バイオマスの利用を一層促進する必要があります。

＜今後の取組＞

- ・コンクリート型枠用合板や木製床固工などの普及により、県産材の新たな需要を創出します。
- ・県や市町村の土木部局等での県産材の利用を促進するため、県産材を使った製品や活用事例等の情報を提供するとともに、設計図や単価を定めるなど、発注者が設計しやすい環境を創出します。
- ・防腐処理等を行い、耐久性を高めた県産材の工作物の利用を促進します。
- ・木質バイオマスの利用を促進するため、公共施設等におけるペレットボイラー等の導入に対する支援を引き続き行います。
- ・公共施設や普及効果の高い民間建築物における県産材を使った備品等の導入に対する支援を引き続き行います。
- ・県産材を活用した家具や什器、クラフトなどの事例を広く紹介するなどにより、県産材の利用を促進します。

(3) 設計者等の育成・確保

<現状及びこれまでの主な取組>

- ・ 県では、市町村の建築技術者や建築・設計事務所の建築士などを対象に、公共建築物の木造化への理解を深めてもらうため、建設中の木造公共建築物の現地研修会、木造建築物の基礎的な設計技術の習得を目的とした建築講座を開催しています。
- ・ 平成 25 年 3 月に公共建築物木造化の手引き「みんなの施設を木で造ろう。」を、平成 31 年 3 月には県産材活用の手引き「とやま生まれを、とやまで活かす。」を発行し、県のホームページに掲載するとともに、各種研修会などで活用しています。
- ・ 建築を専攻する大学生や高校生などを対象に、「とやま県産材住宅設計コンペ」を開催し、木造住宅を設計する機会を設けています。

○木造公共建築講座の開催

公共建築物等木造建築物を設計できる技術者を育成するため、中大規模建築等に必要
な耐震設計や防耐火設計の基礎知識などの習得を目的としたセミナー等を開催。

【セミナーの開催】

H29～R2 各年度 2 回 延べ参加人数 345 名

【現地研修会】

- ・ 魚津市立星の杜小学校（全国初のオール木造 3 階建て小学校校舎）
（H30. 8 月開催、参加者 53 名）
- ・ (株) 中東（北陸地区では唯一の C L T 製造工場）
（H30. 8 月開催、参加者 35 名）
- ・ 県立大学学生会館（県内初の C L T を構造材に活用した木造建築物）
（H30. 11 月開催、参加者 40 名）
- ・ (株) チューモク（JAS 構造材を活用した木造倉庫）と活用した木材の伐採現場
（R1. 10 月開催、参加者 45 名）
- ・ ウッドリンク（株）（C L T や木製什器をふんだんに活用した新事務所棟）
（R3. 2 月開催、参加者 37 名）

○「とやま県産材住宅設計コンペ」の開催（H9 年度より開催）

- ・ 近年の応募状況：R1 年度 23 作品、R2 年度 16 作品

<課 題>

- ・ 改正木材利用促進法の施行に伴い、民間建築物を含めた建築物全体における県産材の利用の促進に必要な技術の普及や木造建築物（特に中大規模）を設計することができる人材を育成する必要があります。
- ・ 建築を学ぶ高校生などに対し、木造建築への興味や関心を高めてもらう取組みを推進する必要があります。

<今後の取組>

- ・ 中大規模の木造建築が可能となる C L T や木質耐火部材などの新たな製品への理解や、実際に建設される木造公共建築物等を題材に、設計から県産材の調達、施工、監理に至る一連の流れを現場で習得する機会を設け、関係団体等との連携により木造建築に関する知識、技術を有する人材を育成します。
- ・ 高校生などの若い世代も対象に、伝統構法から最新の建築技術に至る様々な木造建築の魅力を伝える出前講座や現地見学会などを開催します。

(4) 研究開発の推進

<現状及びこれまでの主な取組>

- ・木材研究所では、建築・土木など幅広い分野での県産材の新たな需要を創出するため、企業などと連携した製品開発を行っています。
- ・供給量の増加が見込まれる県産スギ大径材を、梁材などの構造材として利用するための技術開発を行っています。
- ・地震や積雪に対して安全・安心な木造建築技術の開発を行っています。
- ・林地残材や樹皮などの未利用材、竹材の利用を促進するための技術開発を行っています。



ダンパー付き CLT 耐力壁



木質ナノファイバー塗料

○平成 29 年度以降に開発した技術や県産材製品

- ・県産スギ（タテヤマスギ、ボカスギ）の大径材を利用する基礎技術
（樹幹内の材質分布を踏まえた木取り、高品質な中断面芯去り平角材の製材・乾燥等）
- ・構造用部材の現場型非破壊検査システム
- ・制震機能を有するダンパー付き CLT 耐力壁
- ・圧縮木材を活用した耐震面格子壁
- ・蒸煮改質処理を施した木材の平面圧縮加工技術
- ・木製治山ダム（床固工）
- ・スギ樹皮による被覆材の製造技術
- ・微粉碎化技術を応用した木質ナノファイバー塗料

<課題>

- ・将来的に新設住宅着工戸数の減少が見込まれる中、公共建築物や民間の非住宅分野での県産材の利用促進を一層進めるための技術開発が必要です。
- ・近年、全国各地で地震が頻発しており、耐震性の高い建築物へのニーズに対応するための技術開発が求められています。
- ・2050年のカーボンニュートラルの実現に向け、化石燃料由来製品の代替を進めるため、木質系新素材等の開発が求められています。

<今後の取組>

- ・中大規模建築において県産スギ大径材が構造材として使われるよう、大断面の芯去り平角材や縦使い集成材、縦継ぎによる長スパン組合せ梁を開発します。
- ・木造建築物の構造性能を高めるため、木材の摩擦を用いた高剛性接合部を開発します。
- ・住宅用室内ドアや戸棚、収納、内装等の建築部材で使用されているプラスチックや金属等を木質材料に代替するための技術を開発します。

(5) 理解の増進と木育の推進

<現状及びこれまでの主な取組>

- ・ 県では、富山県木材組合連合会と共催で、平成 20 年度から「とやま木と住まいフェア」を開催し、県民に木の良さや木造住宅の普及・PRを行っています。また、NPOなどの民間団体が木製品の展示会や伐採見学会などのイベントを開催し、県産材の魅力を発信しています。
- ・ 県では、**県が開発した**県産材遊具の貸出や、幼稚園・保育所等への導入を支援しているほか、小学生を対象に**木作品を募集し、優秀作品を表彰する**「とやまチビッ子とんかち大将コンクール」を**昭和 62 年度から**開催するなど、木育を推進しています。
- ・ 県では、保育士や幼稚園教諭などを対象に、木育の実践方法を学ぶセミナー及びワークショップを実施し、木育を実践できる人材の育成を進めています。
- ・ 県では、県産材の魅力を発信し、県民の県産材利用に対する意識啓発を図るため、建築物における県産材の利用に関し優良な事例を顕彰する「とやま県産材建築物コンクール」を開催しています。
- ・ 一部の市町では、幼児の頃から木に親しんでもらうため、地元産の木製玩具等を赤ちゃん誕生の祝い品としてプレゼントする「ウッドスタート」を行っています。



とやま木と住まいフェア



伐採見学会



県で開発した県産材遊具
(こだち)

○「とやま木と住まいフェア」の開催

- ・ 毎年 10 月の土曜日に木材研究所で開催。来場者数は 約 800 名。

○NPO 法人とやまの木で家をつくる会、ひみ里山杉活用協議会、とやまの木せいひん研究会などが木製品の展示会や伐採見学会などのイベントを開催。

○県産材こどもの城づくり

- ・ 木育への理解を増進するため、県内の幼稚園・保育所等の子供たちがデザインした木製遊具（こどもの城）を県産材で製作・設置するとともに、設置施設の子供とその保護者を対象とした森林環境教育をあわせて実施。

(H29 : 5 施設、H30 : 4 施設、R1 : 4 施設、R2 : 4 施設)

○「とやまチビッ子とんかち大将コンクール」の開催

- ・ 近年の応募状況 : R1 年度 266 点、R2 年度 40 点、R3 年度 190 点

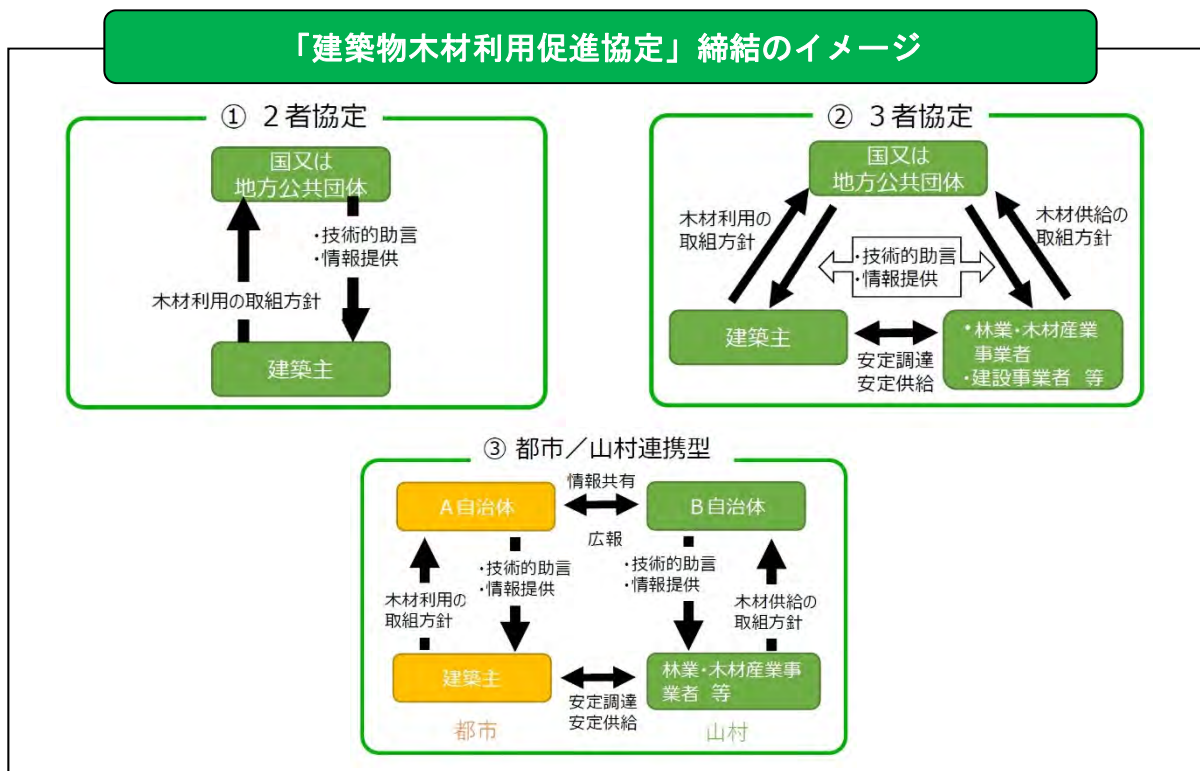
<課題>

- ・ 県産材の利用に対する幅広い県民の理解を一層増進する必要があります。特に、民間事業者に対し、脱炭素社会の実現に貢献することなど、木材利用の意義について、理解の醸成を図る必要があります。

- ・子供の頃から木に触れ、親しむ機会を増やすなど、木育を一層推進する必要があります。あわせて、木育を実践できる人材を育成する必要があります。

＜今後の取組＞

- ・改正木材利用促進法により木材利用促進月間と定められた毎年10月を「とやまの木づかい推進月間」と定め、木材利用促進の日（10月8日）を中心に、県、市町村、林業・木材団体などの関係者が連携・協力し、県産材の利用促進に向けたイベントなどの広報活動を重点的に行います。
- ・森林整備の促進や林業・木材産業の活性化を通じた地域経済の活性化、2050年カーボンニュートラルの実現への貢献など、県産材を積極的に使うことの意義を分かりやすく示すとともに、県産材の活用事例などをリーフレットやホームページ等様々な媒体を活用し、広く県民に普及啓発を行います。
- ・林業・木材団体などと連携し、市町村や建築関係団体、経済団体などに対し、県産材の利用に関する要請を行います。
- ・民間事業者による県産材利用の取組みが進展するよう、改正木材利用促進法第15条の規定による「建築物木材利用促進協定」制度の積極的な周知に努めます。



- ・「森の寺子屋」など、フォレストリーダーによる木育を一層推進するとともに、木育を実践できる人材の育成に努めます。また、児童館など多くの子供が集まる施設への県産材遊具等の導入を支援します。
- ・県産材の利用に関し、顕著な功績があったものや優良事例等を顕彰します。

2 県産材の安定供給体制の整備に関する事項

(1) 林業生産性の向上

<現状及びこれまでの取組>

- ・森林境界の明確化や施業の集約化による計画的かつ効率的な搬出間伐を推進しています。
- ・県や市町村では、低コストで効率的な間伐材生産を図るため、作業道などの路網整備や高性能林業機械の導入を支援しています。
- ・森林研究所では、森林組合等が素材生産の収量や収支、将来の主伐の収支等を簡単に予測できる計算ソフトを開発し、現場への普及を図っています。
- ・航空レーザ計測による高精度な森林資源情報の整備や関係者で情報共有できる森林クラウドを構築し、効率的な森林施業を推進しています。
- ・県営林では、適切な森林管理を推進するとともに、積極的な立木売払を推進することにより、県産材の安定供給に努めています。
- ・立山町座主坊県有林では、コンテナ苗を活用した主伐と再生林の一貫作業や、低密度植栽による低コスト化に取り組むことで、県内への普及を図っています。



森林境界の明確化作業



作業道の整備



高性能林業機械による造材

○森林境界明確化面積 (H29～R2)

・ 1,475 ha

○作業道等の整備 (H21～R2年度)

・ 1,220km

○県営林の売払面積及び材積 (H29～R2年度)

・ 65.25ha 34,800 m³

○森林経営計画認定面積 (H29～R2)

・ 14,855 ha

○高性能林業機械の導入 (H21～R2年度)

・ 70台

<課題>

- ・本格的な利用期を迎えたスギ人工林の計画的な主伐・再生林を推進する必要があります。
- ・リモートセンシング技術やICTなど先進的な技術の実証・普及等を通じて現場実装し、林業事業体の生産性、安全性の向上を図る必要があります。
- ・全国でバイオマス発電所の建設が進んでいることから、県内で稼働中の木質バイオマス発電所の主な燃料となる未利用間伐材を安定的に確保する必要があります。

<今後の取組>

- ・県や市町村、林業関係団体、研究機関等から構成される「富山県林業イノベーション推進協議会」を設置し、共同してスマート林業技術の検討や普及事業に取り組めます。

- 森林クラウドの活用や地籍調査との連携により、森林境界の明確化などを一層効率的に進めます。
- 森林調査の効率化を推進するため、地上レーザを活用した毎木調査の実証、普及に取り組みます。
- ドローンによる空中写真測量等、リモートセンシング技術を活用することにより、施工管理の低コスト化の取組を推進します。
- ICT技術を活用した素材生産量等の把握や仕分け作業の効率化、労働安全の確保に必要な通信環境の改善など、素材生産現場におけるICT技術の実証、普及により、生産性及び安全性の向上を図ります。
- 路網整備や高性能林業機械の導入を引き続き支援します。
- 小規模・分散している主伐可能森林をとりまとめ、効率的な出材を引き続き促進します。
- 林地残材や低質材の効率的な搬出を支援し、バイオマス利用施設等での有効活用を促進します。
- コンテナ苗を活用した主伐と再生林の一貫作業や低密度植栽など、低コスト化の取組を引き続き推進します。
- 挿し木苗の生産体制の整備により苗木を安定供給するとともに、優良無花粉スギ「立山 森の輝き」による再生林を引き続き支援します。

(2) 林業担い手の育成・確保

<現状及びこれまでの主な取組>

- ・林業カレッジでは、低コスト生産を担う「森づくりプロデューサー」などの人材を育成しています。
- ・担い手の若返りは進んでいますが、定着率が建設業に比べ低くなっています。
- ・ここ数年、林業就業者数は減少傾向にあります。
- ・冬期就労の場を確保し、就労条件の改善を図り、意欲ある若者の林業への長期定着に繋げるため、平成 27 年度から冬期に素材生産に取り組む林業事業体を支援し、冬期における効率的な作業システム確立のための実証に取り組んでいます。
- ・林業担い手センターでは、「とやま林業就業ナビ」を開設するとともに、高校生等を対象とした林業体験を開催し、林業の魅力向上による新規就業者の確保に努めています。

新規就業者の定着状況の推移

| 就業年 | 新規就業者 | 3年後就業者 | 3年後定着率 |
|-----|-------|--------|--------|
| H27 | 22人 | 11人 | 50% |
| H28 | 20人 | 16人 | 80% |
| H29 | 22人 | 13人 | 59% |
| 計 | 64人 | 40人 | 63% |

就業者数の推移

| 年度 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 就業者数(人) | 463 | 452 | 456 | 441 | 430 | 427 |

○「森づくりプロデューサー」養成人数（R2年度末）

・134名

○森林組合作業班員平均年齢

・H5：60歳→R2：52歳



林業カレッジにおける現場研修

<課題>

- ・森林資源の循環利用による持続的な林業経営を進める必要があります。
- ・通年雇用による安定した雇用環境を創出し、定着率を高める必要があります。
- ・今後増加が見込まれる大径材の生産技術や主伐と再生林の一貫作業技術を習得する必要があります。
- ・林業全般に関わる生産性や安全性、若者への魅力などの向上のため、最新のスマート林業技術を活用する必要があります。

<今後の取組>

- ・長期的視点に立ち、経営感覚に優れた林業事業体を育成します。
- ・林業カレッジにおいて、年間を通じて安定的に林業経営を実践できる現場管理者を育成します。
- ・林業カレッジにおいて、大径材を安全かつ効率的に主伐し、再生林まで一貫して実施できる現場技能者を育成します。
- ・林業担い手センターにおいて、林業の魅力を広く発信するなど、新規就業者の確保に一層努めます。
- ・スマート林業技術を広く普及し、活用に必要な人材を幅広く確保・育成します。

(3) 品質・性能の確保と流通の円滑化

<現状及びこれまでの主な取組>

- ・ 山土場での用途別の丸太の仕分けや中間土場の整備等により、木材市場を通さず、加工施設へ直接納材する量が増加しています。
- ・ **山土場での出材の効率化に繋がる丸太検収システムの導入支援をしています。**
- ・ 県では、品質・性能の確かな県産材製材品の供給を促進するため、プレカット加工機や木材乾燥機、グレーディングマシンなどの木材加工施設等の整備を支援しています。
- ・ 県産材を取扱う製材業者の多くは小規模で在庫を多く持たず、公共建築物などの大量注文に対し、短期間での納材が難しい状況にあります。
- ・ **川上から川下までの関係団体により設立された「とやま県産材需給情報センター」(事務局：富山県森林組合連合会、H30.4月設立)が、県産材の生産、供給情報と、製材工場等や工務店等建築施工者が求める県産材の需要情報を共有し、需給マッチングを円滑化する取組みを進めています。**



山土場での仕分け状況



プレカット加工品



グレーディングマシンで強度や含水率等を印字した製材品

○中間土場数 (R2年度末)

- ・ 9カ所 (約1万9千m²)

○木材加工施設等の整備 (H29~R2年度)

- ・ プレカット加工機 **4機**、木材乾燥機 **5機**、グレーディングマシン **1機**など
9工場に導入

<課題>

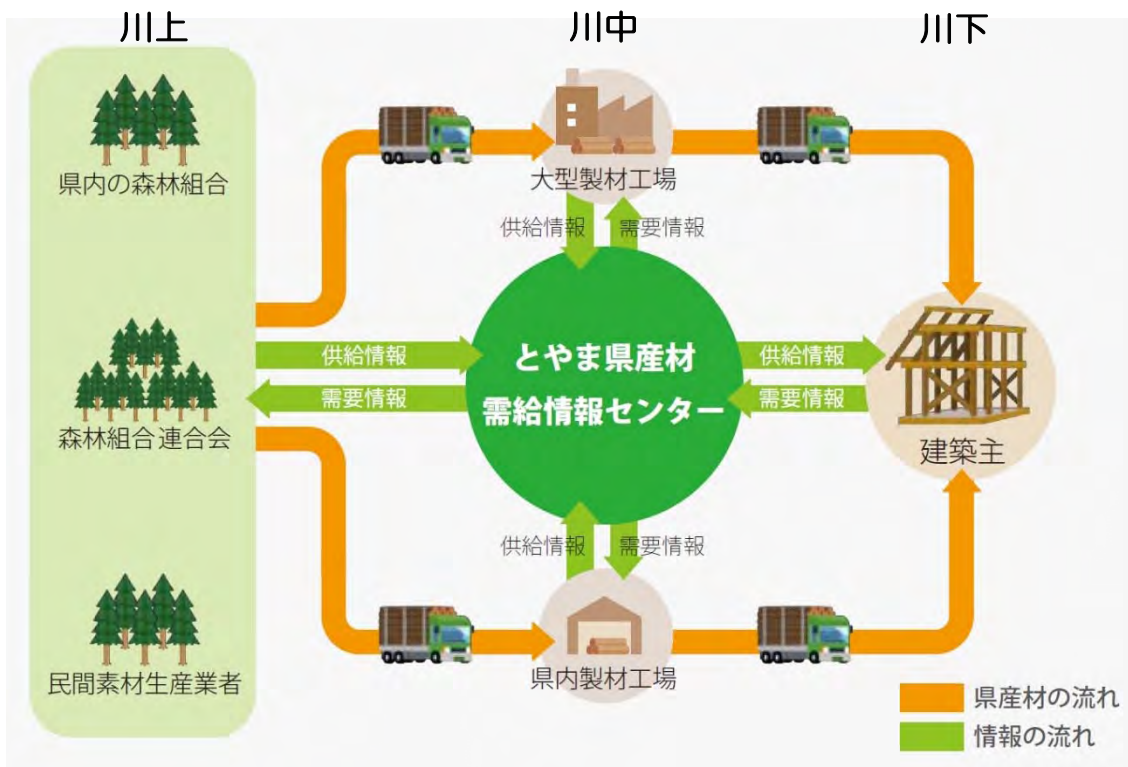
- ・ 中間土場等を活用し、用途別の丸太のストック機能を一層高める必要があります。
- ・ 需要者のニーズに応じた県産材製材品の供給能力を一層高める必要があります。
- ・ **川上から川下までの関係事業者の連携による県産材のサプライチェーンを構築し、工務店や建築業者が県産材製材品を調達しやすい環境を整備する必要があります。**

<今後の取組>

- ・ 山土場での仕分けや中間土場の整備、木材加工施設等の整備を引き続き支援します。
- ・ 木材研究所による製材工場と連携した木材乾燥技術の向上への取組みなど、品質・性能の確かな県産材製材品の供給を促進します。

- ・「とやま県産材需給情報センター」の活動を一層強化し、森林クラウドの普及により、森林の伐採予定量や山土場、中間土場、製材工場の在庫量などの供給情報と、建設予定物件の県産材使用量などの需要情報との連携、共有化を図るなど、需給マッチングの円滑化をより一層推進します。
- ・「とやま県産材需給情報センター」を核とした川上から川下までの関係事業者の連携による県産材のサプライチェーンを構築するとともに、県産材製材品の規格リストの整備や標準価格の設定、ストック体制の構築などにより、建築現場等で求められる県産材製材品の安定供給体制の整備を促進します。

とやま県産材需給情報センターを中心とした
県産材のサプライチェーンのイメージ



3 県産材の利用促進に向けたロードマップ

具体的施策（主なもの）

新規 → 拡充 - → 継続 …… →

| 取組事項 | | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 |
|---|--|----|----|----|----|----|
| 需 要 の 拡 大 | 1 建築分野における利用促進 【住宅分野】 ・ 県産材を使った住宅の建設促進 ・ 住宅需要者や工務店などへの普及活動の強化 【非住宅分野】 ・ 県産材を使った公共建築物の木造化や内装等の木質化の促進 ・ 民間建築物における普及効果の高いモデル的な県産材利用の取組みを促進 ・ 市町村への県産材利用に関する情報提供や木材研究所による技術支援 ・ とやま県産材活用の手引きを活用した設計支援 ・ CLTや木質耐火部材など新たな製品の普及による県産材需要の創出 | | | | | → |
| | 2 その他の分野における利用促進 ・ 県や市町村の土木部局等での県産材の利用促進 ・ ペレットなど木質バイオマスの利用促進 ・ 公共施設や普及効果の高い民間建築物への県産材を使った備品の導入促進 | | | | | → |
| | 3 設計者等の育成・確保 ・ 県産材を活用し、民間建築物を含めた木造建築物を設計できる人材の育成 ・ 建築を学ぶ高校生などへの木造建築の魅力を伝える取組みの強化 | | | | | → |
| | 4 研究開発の推進 ・ 県産スギ大径材を構造材として利用するための技術開発 ・ プラスチックや金属等の建築部材を代替する木質材料の開発 | | | | | → |
| | 5 理解の増進と木育の推進 ・ 「とやまの木づくり推進月間」における重点的な広報活動の展開 ・ 民間事業者への「建築物木材利用促進協定」制度の普及 ・ 「森の寺子屋」などによる木育の推進と木育を実践できる人材の育成 ・ 児童館など多くの子供が集まる施設への県産材遊具の導入促進 ・ 顕著な功績があったものや優良な事例を顕彰 | | | | | → |
| 安 定 供 給 体 制 の 整 備 | 1 林業生産性の向上 ・ リモートセンシング技術や ICT など先進的な技術の実証及び普及 ・ 効率的な森林境界の明確化の促進、路網整備や高性能林業機械の導入促進 ・ 主伐可能森林の集約化と伐採と再造林の一貫作業の取組みの推進 ・ 苗木の安定供給による優良無花粉スギ「立山 森の輝き」による再造林の推進 | | | | | → |
| | 2 林業担い手の育成・確保 ・ 年間を通じて安定的に林業経営を実践できる人材の育成 ・ 林業の魅力向上による新規就業者の確保 ・ 施業の効率化や安全性の確保のためのスマート林業技術を活用・実践する人材の育成 | | | | | → |
| | 3 品質・性能の確保と流通の円滑化 ・ 山土場や中間土場の整備による需要に応じた素材の仕分け・ストックの強化 ・ 木材加工施設の整備や乾燥技術の向上による品質・性能の確かな製材品の供給 ・ とやま県産材需給情報センターの活動強化や、建築物等の需要情報と森林クラウドとの連携による需給マッチングのより一層の円滑化 | | | | | → |

第4章 推進体制

1 県産材利用促進会議による連携強化

県産材の利用促進に関する取組の効果的かつ円滑な実施を図るため、条例第9条第1項に基づく「富山県県産材利用促進会議」(H29.6月設置)において課題を共有するとともに、関係者の連携強化を図ります。

また、必要に応じ、関係機関等からなる建築部会、土木部会を設け、情報共有等を図り、建築物の木造化や内装等の木質化、公共土木工事における木材利用の一層の推進を図ります。

2 施策の実施状況の公表等

県は、基本計画に基づく施策の実施状況を毎年公表するとともに、評価・改善を行い、次年度の施策に反映します。

参考資料 1

富山県県産材利用促進条例

平成 28 年 9 月 30 日
富山県条例第 55 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 7 条）

第 2 章 県産材の利用の促進の基本計画等（第 8 条・第 9 条）

第 3 章 県産材の利用の促進に関する基本的施策（第 10 条—第 15 条）

第 4 章 財政措置等（第 16 条—第 19 条）

附則

本県では、戦後に植林された人工林が本格的な利用期を迎えており、この潤沢な森林資源を活用しながらその再生産を行うことによって、林業及び木材産業を地域の成長産業へと変革するまたとない好機が到来している。

しかしながら、建築物の非木造化が進んだこと等による木材の使用量の減少と価格の低迷、所有者の不明な森林の増加等、林業及び木材産業をめぐる情勢は困難の度合いを深めており、また、森林を適正に整備するためにも、県産材の適切な利用を確保することが急務となっている。

我が国では、古来、木材を身近な物として多用してきた。さらに近年では、高層建築物や耐火建築物の構造部材、発電、新素材等の新たな用途や分野において利用が広がり始めている。事業者の経済活動や県民の生活との調和を図りつつ、可能な限り木材を優先して使用するとともに、技術開発の成果と人に優しい木材の特性を生かした新たな木の文化を創出することが、我々に課せられている課題である。

ここに、事業者及び県民の自主的な努力を基本としつつ、県が必要な支援を行うこと及び県産材の利用の促進に関わる事業者等が相互に連携を図りながら協力することにより、林業及び木材産業の活力ある成長を促進し、富山の森林を守り育て、県民が快適に暮らすことのできる生活環境を創造するため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、県産材の利用の促進に関し、基本理念を定め、並びに県、関係事業者、事業者及び県民の責務等を明らかにするとともに、知事が定める基本計画及び県産材の利用の促進に関する施策の基本となる事項について定めること等により、県産材の適切な供給及び利用の確保を通じた林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展を図り、あわせて森林の適正な整備及び快適で豊かな県民生活の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において「県産材」とは、県内で生産された木材をいう。

2 この条例において「県産材の利用」とは、建築材料、工作物の資材、製品の原材料及びエネルギー源として県産材を使用すること（県産材を使用した木製品を使用することを含む。）をいう。

(基本理念)

第3条 県産材の利用は、それが地域の森林資源の有効な活用を通じて地域経済の活性化に貢献するものであること等に鑑み、事業者及び県民が主体的に行う取組に対して県が効果的に支援を行うことを旨として、その促進が図られなければならない。

2 県産材の利用の促進は、植林、育林、伐採及び再植林を繰り返すことによる森林資源の循環的な利用を促進し、あわせて県土の保全、水源の涵養その他の森林の有する多面的機能の発揮に資するよう行われなければならない。

3 県産材の利用の促進は、木材の優れた特性を生かすことにより、県民の快適な居住環境の形成、県民に癒しをもたらす生活環境の創造及び活力ある地域社会の実現に寄与するよう行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条の基本理念にのっとり、県産材の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、県産材の利用の促進に関する施策の策定及び実施に当たっては、市町村と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

(関係事業者相互の連携及び協力)

第5条 森林の施業、木材の製造及び流通並びに建築物の設計及び施工に関する事業を営む者（以下「関係事業者」という。）は、県産材の利用が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(事業者の努力)

第6条 事業者は、その事業活動等に関し、県産材の利用の促進に自ら努めるとともに、県が実施する県産材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の努力)

第7条 県民は、県産材の利用の促進に自ら努めるとともに、県が実施する県産材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 県産材の利用の促進の基本計画等

(県産材の利用の促進に関する基本計画)

第8条 知事は、県産材の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる計画（以下この条において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 県産材の利用の促進の意義及び基本的方向
- (2) 県産材の供給及び県産材の利用の目標
- (3) 林業の生産性及び県産材の供給能力の向上に関する事項
- (4) 県産材を使用した建築材料等の安定的な供給及び流通の円滑化に関する事項
- (5) 住宅及び住宅以外の建築物の建築等その他における県産材の利用の促進に関する事項
- (6) 設計者等の育成及び研究開発の推進に関する事項
- (7) その他県産材の利用の促進に関し必要な事項

- 3 前項第2号に掲げる県産材の供給及び県産材の利用の目標は、その向上を図ることを旨とし、林業及び木材産業の事業活動並びに県産材の利用に関する指針として、関係事業者が取り組むべき課題を明らかにして定めるものとする。
- 4 知事は、第1項の規定により基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係事業者、事業者及び県民並びに市町村の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるとともに、森林法（昭和26年法律第249号）第68条第1項の規定により設置される富山県森林審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 知事は、第1項の規定により基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、市町村長に通知するものとする。
- 6 知事は、森林、林業、木材産業及び木材の利用をめぐる情勢の変化を勘案し、並びに県産材の利用の促進に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね5年ごとに、基本計画を変更するものとする。
- 7 第4項及び第5項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（県産材の利用の促進に関する協議会）

- 第9条 県は、県産材の利用の促進に関する取組の効果的かつ円滑な実施を図るため、関係事業者の組織する団体、関係機関その他の関係者（次項において「関係団体等」という。）により構成される協議会を組織する。
- 2 前項の協議会は、関係団体等が相互の連絡を図ることにより、県産材の利用の促進に関する課題について情報を共有し、関係団体等の連携の緊密化を図るとともに、県産材の利用の促進について協議を行うものとする。

第3章 県産材の利用の促進に関する基本的施策

（林業の生産性の向上等）

- 第10条 県は、林業の生産性及び県産材の供給能力の向上を図るため、施業の集約化及び林業機械の高度化の促進、作業路網の整備、林業を担う人材の育成及び確保その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 2 県は、森林の土地の位置境界の明確化を促進する等森林の施業が適切に行われるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（県産建築材料の安定的な供給等）

- 第11条 県は、建築物の設計者及び施工者の需要に対応した県産材を使用した建築材料（以下この条において「県産建築材料」という。）が安定的に供給されるよう、県産建築材料の製造のために必要な施設の整備に対する支援、県産建築材料の品質及び性能の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 2 県は、県産建築材料の流通が円滑に行われるよう、流通関係施設の整備及び流通経路の合理化に対する支援、県産建築材料に関する適切な情報の提供の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（県産材を使用した建築物の建築等の促進等）

- 第12条 県は、県産材を使用した住宅及び住宅以外の建築物の建築等を促進するため、その需要の開拓のための支援その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 2 県は、木質バイオマスの有効な利用並びに土木工事及び工作物の設置における県産材の利用を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

(設計者等の育成及び確保)

第13条 県は、県産材を使用した住宅及び住宅以外の建築物を建築するために必要な知識又は技術を有する設計者等を育成し、及び確保するために必要な施策を講ずるものとする。

(研究開発の推進等)

第14条 県は、県産材の利用を促進するため、林業経営の効率化、木製品の品質及び性能の向上、木材の新用途への活用等に関する研究開発の推進及びその成果の普及の措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者等の理解の増進等)

第15条 県及び関係事業者の組織する団体は、広報活動等を通じて、県産材の利用の促進に関する事業者及び県民の理解を深め、かつ、その協力を求めるよう努めるものとする。

2 県は、児童をはじめ広く県民が木材に親しむとともに、我が国の木の文化について理解を深めるよう木育の推進に努めるものとする。

第4章 財政措置等

(財政上の措置)

第16条 県は、県産材の利用の促進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(県の率先利用)

第17条 県は、県産材に対する需要の増進に資するため、自ら率先して公共建築物の整備及び土木工事の発注における県産材の利用に努めなければならない。

(市町村に対する支援)

第18条 県は、市町村が実施する県産材の利用の促進に関する施策を支援するため、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(顕彰)

第19条 知事は、県産材の利用の促進に関し顕著な功績があったもの又は優良な事例の顕彰に努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料2 県が整備する木造化を図る公共建築物

基本計画第3章1(1)の「②非住宅分野」において、別途定めるとした県が整備する木造化等を推進する公共建築物の対象は、以下のとおりとする。

| 建築物の用途 | | 建築物の規模 (原則、全ての建築物(耐火建築物を除く)を対象とする)※1 |
|----------------------|--------|--|
| 庁舎・研修所 | | 3階建て以下 |
| 学校(高校、特別支援学校) | | 3階建て以下(2,000㎡以上若しくは3階建てのものは特定避難時間倒壊等防止建築物)※2 |
| 運動施設 (体育館、武道館等) | | 3階建て以下(2,000㎡以上若しくは3階建てのものは特定避難時間倒壊等防止建築物)※2 |
| 社会教育施設 (図書館・美術館等) | | 3階建て以下(2,000㎡以上若しくは3階建てのものは特定避難時間倒壊等防止建築物)※2 |
| 集会場 | | 2階建て以下で客席が200㎡未満 |
| 医療施設 (病院、診療所等) | 入院施設あり | 2階建て以下(2階部分が300㎡以上のものは特定避難時間倒壊等防止建築物)※3 |
| | 入院施設なし | 2階建て以下 |
| 社会福祉施設 | | 法令の範囲内で可能なもの |
| 県営住宅・職員住宅 | | 3階建て以下(2階部分が300㎡以上、若しくは3階建てのものは特定避難時間倒壊等防止建築物)※4 |
| 宿泊施設 (研修宿泊所等) | | 2階建て以下(2階部分が300㎡以上は特定避難時間倒壊等防止建築物)※5 |
| 展示場・物品販売所 | | 2階建て以下(2階部分が500㎡以上は特定避難時間倒壊等防止建築物)※6 |
| 試験研究機関 | 管理棟 | 3階建て以下 |
| | 研究棟 | 研究業務内容により可能なもの |
| 倉庫 | | 2階建て以下(1,500㎡以上は準耐火建築物) |

※1 延べ面積が3,000㎡を超える建築物は建築基準法第21条第2項第2号による。

※2 地階を除く階数が3で、3階を当該用途とする建築物について、主要構造部を一時間準耐火基準に適合する準耐火構造とし、2,000㎡以上の建築物については、主要構造部を準耐火構造又は令第109条の3各号に掲げる基準に適合する構造とすること。

※3 2階部分の当該用途に供する部分が300㎡以上の建築物については、主要構造部を準耐火構造又は令第109条の3各号に掲げる基準に適合する構造とすること。

※4 共同住宅の場合、地階を除く階数が3で、3階を当該用途とする建築物について、主要構造部を一時間準耐火基準に適合する準耐火構造とし、2階部分の当該用途に供する部分が300㎡以上の建築物については、主要構造部を準耐火構造又は令第109条の3各号に掲げる基準に適合する構造とすること。

※5 地階を除く階数が3で、3階を当該用途とする建築物について、主要構造部を一時間準耐火基準に適合する準耐火構造とし、2階部分の当該用途に供する部分が300㎡以上の建築物については、主要構造部を準耐火構造又は令第109条の3各号に掲げる基準に適合する構造とすること。

※6 2階部分の当該用途に供する部分が500㎡以上の建築物については、主要構造部を準耐火構造又は令第109条の3各号に掲げる基準に適合する構造とすること。

参考資料3

富山県における建築物木材利用促進協定の取扱いについて

改正木材利用促進法において、民間事業者等が国や県等地方公共団体と連携して木材の利用に取り組むことで、民間建築物における木材の利用を促進することを目的とする「建築物木材利用促進協定」制度が創設された。

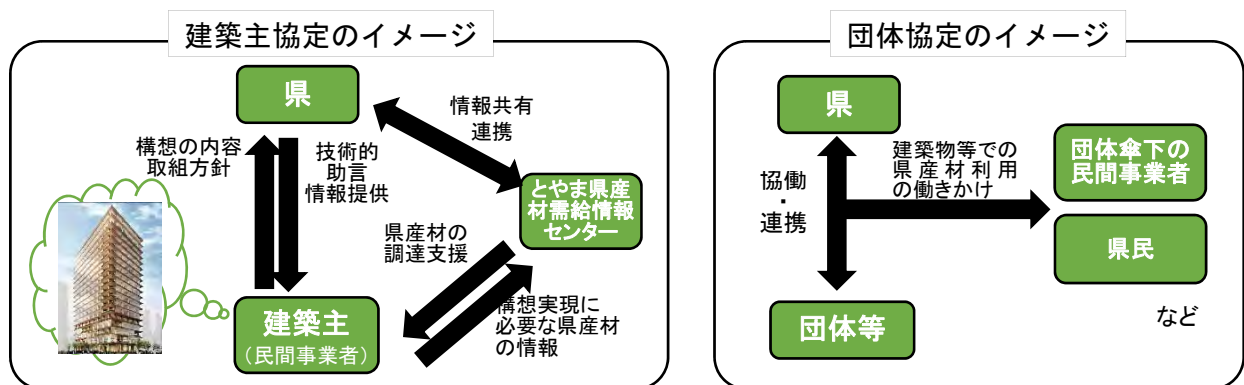
本県では、当該協定制度について、「建築物木材利用促進協定の締結の方法及び公表事項を定める省令」（令和3年総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第1号）、「建築物木材利用促進協定の運用について」（令和3年10月21日付け林政令第110号）及び、本制度の概要や協定の参考例等をまとめた林野庁作成のハンドブックによるほか、以下のとおり取り扱うものとする。

1 協定の種類と協定を締結できる者

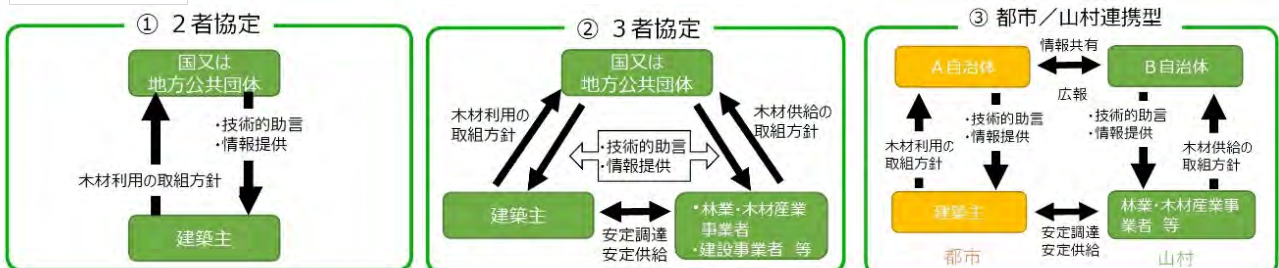
当該協定制度は、県産材を活用した木造建築物の建築主である民間事業者による申入れを主に想定しているが、建築物における木材利用を働きかける立場にある事業者等の役割も大きいことから、協定の種類とその締結の申入れをできる者を、以下のとおりとする。

| 協定の種類 | 協定を締結できる者 |
|-------|---|
| 建築主協定 | 県産材を活用した木造建築物の建築主、または、県産材を活用した施設等の製作、設置主体である民間事業者 |
| 団体協定 | 林業・木材関係団体や建築関係団体、木材関係事業者、または、それらの団体が主たる構成員となる団体等で、県と協働・連携して県産材の普及拡大に取り組む者 |

《協定締結のイメージ》



協定の形態



2 県による協定締結の応否

申入れ書に特段の不備がなく、改正木材利用促進法の目的や理念、国の基本方針や県の県産材の利用の促進に関する基本計画に照らして適当であり、協定の種類ごとに以下に定める要件に合致するものについて、原則として、協定締結に応じるものとする。

(1) 建築主協定

- ① 県産材を活用した木造建築物の建築主、または、県産材を活用した施設等の製作、設置主体である民間事業者による申入れであること。
- ② 当該協定の対象区域が複数の市町村にまたがっているか、または、当該協定に係る木造建築物等に使用する県産材の量や種類が、とやま県産材需給情報センターによる需給調整を要するなど、市町村をまたがる複数の木材供給事業者等の連携・協力により調達する必要があること。

(2) 団体協定

- ① 全県レベルの団体等、または、複数の団体や事業者等が構成員となり、全県あるいは複数の市町村をまたがる区域を対象に活動する団体からの申入れであること。
- ② 県と協働・連携して、広く全県域を対象に、建築物等における木材の利用促進に取り組み、県産材の普及拡大を図る内容であること。

3 協定の内容

協定書に記載する主な内容は、協定の種類ごとに以下のとおりとする。

(1) 建築主協定

- ① 協定の目的
- ② 申入れ者による木造建築物や施設等の概要（木材使用量や調達の範囲等を含む）
- ③ 県等による支援
- ④ 対象建築物の建設場所
- ⑤ 協定有効期間（建築物の竣工までの期間等）

(2) 団体協定

- ① 協定の目的
- ② 申入れ者による木材利用促進に向けた取組の概要
- ③ 県等の役割
- ④ 対象区域（原則、全県）
- ⑤ 協定有効期間（概ね5年程度）

4 建築物木材利用促進協定制度に関する問い合わせ先

富山県農林水産部森林政策課木材利用推進係

